

都留市都市計画審議会委員名簿

任期：令和2年2月14日～令和4年2月13日

	委員名	所属・役職
市議会議員	山 本 美 正	都 留 市 議 会 議 員
	日 向 美 徳	都 留 市 議 会 議 員
	志 村 武 彦	都 留 市 議 会 議 員
	小 俣 哲 夫	都 留 市 議 会 議 員
学識経験のある者	杉 山 肇	山 梨 県 議 会 議 員
	水 岸 富 美 男	山 梨 県 議 会 議 員
	井 上 久	大 月 警 察 署 署 長
	平 山 照 仁	山 梨 県 富 士 ・ 東 部 建 設 事 務 所 所 長
	内 山 美 恵 子	都 留 文 科 大 学 教 養 学 部 教 授
	三 枝 泰 子	都 留 市 教 育 委 員 会 委 員
	小 俣 政 英	都 留 市 商 工 会 会 長
	田 中 君 江	都 留 市 商 工 会 女 性 部 部 長
	平 井 政 司	都 留 市 消 防 団 団 長
	幡 野 美 好	都 留 市 自 治 会 連 合 会 会 長
	天 野 彰 子	都 留 市 地 域 協 働 の ま ち づ くり 推 進 会 連 絡 会
	加 藤 淳 子	都 留 市 男 女 共 同 参 画 推 進 委 員 会
	森 嶋 美 子	都 留 市 社 会 福 祉 協 議 会
	天 野 さ や か	(一 社) 都 留 青 年 会 議 所
	高 根 葉 子	(一 社) 山 梨 県 建 築 士 会 都 留 支 部
	志 村 美 貴 代	都 留 市 建 設 業 協 議 会

○都留市都市計画審議会条例

(昭和43年12月21日条例第38号)

改正	昭和50年3月14日条例第7号	昭和52年4月1日条例第17号
	昭和54年3月30日条例第6号	昭和56年10月9日条例第27号
	昭和57年3月25日条例第1号	昭和62年4月1日条例第15号
	平成10年7月1日条例第24号	平成12年4月1日条例第19号
	平成18年12月26日条例第44号	平成27年3月23日条例第7号

(設置)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2の規定に基づき、都留市の都市計画を策定し、都市計画事業を実施するため、市長の諮問機関として都留市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、都市計画の策定及び都市計画事業の実施に関し必要な事項を調査、審議して、意見の答申を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 学識経験のある者

3 前項第2号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 委員に欠員を生じたときは、補欠の委員を選任することができる。

5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第4条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置くものとし、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定めるものとする。

2 会長は、審議会を代表し、会務を統理する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第6条 審議会に専門の事項について調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、委員のうちから会長が任命する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 市議会の議長は、会議に出席し、発言することができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、産業建設部建設課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項に関しては、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年3月14日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年4月1日条例第17号)抄
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年3月30日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年10月9日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年3月25日条例第1号)抄

1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年4月1日条例第15号)抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年7月1日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年4月1日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に委員である者は、改正後の条例の相当規定に基づいて任命又は委嘱された委員とみなす。ただし、その任期は、この条例の施行の際における委員としての残任期間に相当する期間とする。

附 則(平成18年12月26日条例第44号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月23日条例第7号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

都留市の都市計画の概要

1 市土面積

年月日	面積
平成26年10月1日から(国土地理院が公表)	161.63 km ² (16,163 ha)

2 都市計画区域

都市計画決定	面積
昭和29年4月29日設定(都留市制施行)	16,197 ha (都留市全域)
昭和53年10月2日変更	5,291 ha (市域の32.73 %)

- 3 用途地域 昭和51年4月1日 用途地域指定
平成8年4月1日 法改正による指定替え
平成15年1月6日 田原地区 1住から2住に一部変更
平成19年11月26日 十日市場地区 1住から準工業に一部変更
平成25年9月20日 四日市場・古川渡地区 1低層・2低層から2中高に一部変更

用途地域名	面積	構成比	建ぺい率	容積率	備考
第1種低層住居専用地域	31 ha	5.6 %	50 %	80 %	外壁後退 1 m・高さ制限 10 m
第2種中高層住居専用地域	34 ha	6.2 %	60 %	200 %	
第1種住居地域	295 ha	53.8 %	60 %	200 %	特別工業地区 102 ha
第2種住居地域	22 ha	4.0 %	60 %	200 %	特別工業地区 2 ha
準住居地域	45 ha	8.2 %	60 %	200 %	特別工業地区 23 ha
近隣商業地域	2 ha	0.4 %	80 %	200 %	準防火地域
商業地域	21 ha	3.8 %	80 %	400 %	準防火地域
準工業地域	99 ha	18.0 %	60 %	200 %	
合計	549 ha	100.0 %			

※ 特別工業地区総面積 127 ha
※ 準防火地域総面積 23 ha

4 都市計画道路

No.	路線番号	路線名	幅員(m)	延長	都市計画決定
①	3・4・1	谷村町駅前通り線	16	250 m	昭和31年5月4日 (昭和54年4月10日)
②	3・4・2	一般国道139号	16・12・11	9,600 m	昭和52年12月1日
③	3・5・1・	大学前通り線	12	630 m	昭和52年12月1日
④	3・5・2・	学校通り線	14	210 m	昭和31年5月4日 (昭和54年4月10日)
⑤	3・5・3	厚原線	16・12	1,370 m	昭和41年2月4日 (昭和54年4月10日) 平成19年一部路線廃止
⑥	3・5・4	四日市場古川度線	12	1,930 m	昭和41年2月4日 (昭和54年9月10日)
⑦	3・6・1	谷村本通り線	11・8	2,220 m	昭和31年5月4日 (昭和54年4月10日)
⑧	3・6・2	横町古川度線	11	2,770 m	昭和31年5月4日 (昭和54年4月10日)
⑨	3・6・3	姥沢川通り線	11	1,260 m	昭和31年5月4日 (昭和54年4月10日)
⑩	3・6・4	横町天神通り線	12・11	1,440 m	昭和38年5月4日 (昭和54年4月10日)
⑪	3・6・5	横町通り線	8	580 m	昭和31年5月4日 (昭和54年4月10日)
⑫	3・6・6	下谷線	8	720 m	昭和31年5月4日 (昭和54年4月10日) 平成19年一部路線廃止
	合計	12路線		22,980 m	

※S54.4.10の変更は路線番号の変更によるものである

5 供用中都市計画道路

No.	路線番号	路線名	計画延長	供用延長	供用開始
②	3・4・2	一般国道139号	9,600 m	6,400 m	S 43.3 (800m天神通り線)・S 63.3 (2,000m) H 5.8 (400m)・H 23.3 (3,200m)
③	3・5・1	大学前通り線	630 m	630 m	S 43.3
④	3・5・2	学校通り線	210 m	40 m	H 11.8
⑥	3・5・4	四日市場古川度線	1,930 m	1,528 m	H 10.5
⑨	3・6・3	姥沢川通り線	1,260 m	1,260 m	S 40.3
⑩	3・6・4	横町天神通り線	1,440 m	230 m	S 63.3
	合計	6路線		10,088 m	整備率 43.9%

6 都市計画公園

No.	公園番号	公園名	種別	面積	都市計画決定
①	2・2・1	城南公園	街区	0.13 ha	昭和50年12月16日
②	3・3・1	玉川公園	近隣	1.4 ha	昭和50年12月15日
③	3・3・2	楽山公園	近隣	1.9 ha	昭和52年12月1日
④	6・5・1	都留市総合運動公園	運動	24.0 ha	昭和55年11月20日 平成27年一部縮小
⑤	7・4・1	楽山風致公園	風致	6.0 ha	平成27年3月25日
	合計	5箇所		33.43 ha	供用面積 5箇所 20.63 ha(約61.7%)

7 下水道

下水道名称	排水区域面積	下水管渠	都市計画決定
都留市公共下水道	807ha	名称 菅野川幹線 管径 0.6 m 延長 200 m	平成5年10月18日 平成21年12月24日一部変更

8 その他の都市計画施設

名 称	面積または延長・幅員	都市計画決定
一般廃棄物処理場	面積：1.70 ha	昭和57年1月8日
朝日川	延長：3,500 m 幅員：30～83 m	平成4年6月8日(山梨県決定)
都留火葬場	面積：0.69 ha	平成7年10月11日

9 関連事業(土地区画整理事業)

地区名	面積	事業費 (千円)	減歩率	事業認可	解散認可	用途
井倉みとふし	1.4 ha	90,375	27.37%	H6.8.12	H8.10.23	第一種住居地域
田 原	5.8 ha	993,384	29.25%	H11.11.8	H18.8.24	第一種住居地域・第二種住居地域
井倉第二	9.7 ha	814,535	31.88%	H25.3.14		第一種住居地域・準工業地域

1. 都市計画とは

◇都市計画の必要性

- 自分の都合だけで生活したり、
仕事をしたりすると・・・



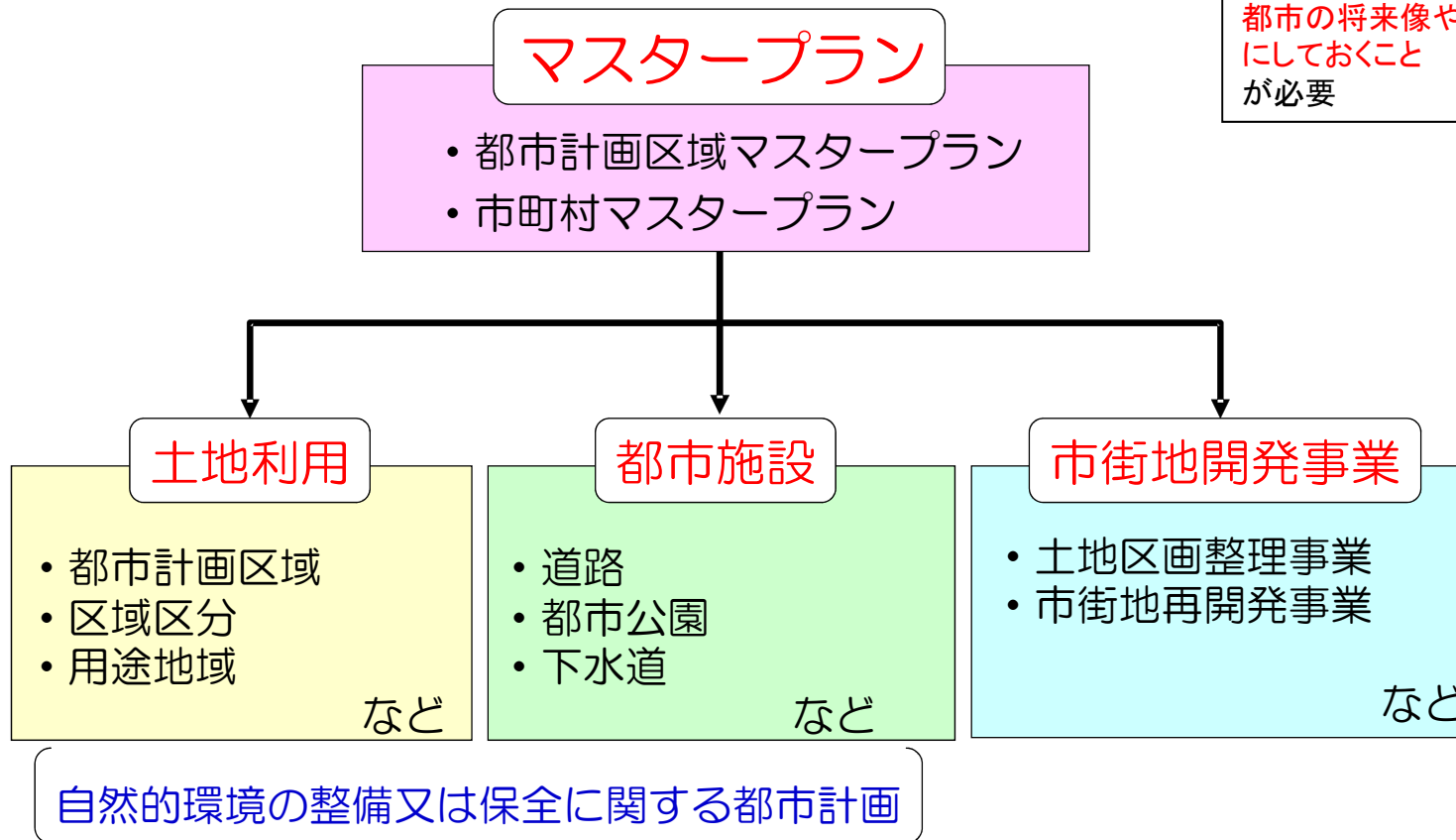
他の人に迷惑がかかったり、
全体から見ると不都合が生じたり・・・

1. 都市計画とは

◇都市計画の構成

- ・都市計画法で定める都市計画は、
「マスタープラン」、「土地利用規制」、「都市施設」、「市街地開発事業」などから構成されています。

◆ 都市計画の体系図 ◆



用途地域の概要

用途地域は、都市の将来像を想定した上で、都市内における住居、商業、工業その他の用途を適切に配分すること等により、機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成等を図るため、建築物の用途、密度、形態等を制限

【制限内容】

- ・建築物の用途に関する制限
- ・建築物の容積率の最高限度
- ・建築物の建ぺい率の最高限度
- ・敷地面積の最低限度
- ・建築物の高さの限度※
- ・外壁の後退距離の限度※

※については、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域に限る

【都市計画決定主体】

市町村決定

第一種低層住居専用地域  低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小規模なお店や事務所をかねた住宅や小中学校などが建てられます。	第二種低層住居専用地域  主に低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小中学校などのほか、150㎡までの一定のお店などが建てられます。	第一種中高層住居専用地域  中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学、500㎡までの一定のお店などが建てられます。
第二種中高層住居専用地域  主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所など必要な利便施設が建てられます。	第一種住居地域  住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。	第二種住居地域  主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、ぱちんこ屋、カラオケボックスなどは建てられます。
準住居地域  道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。	近隣商業地域  近隣の住民が日用品の買い物をする店舗等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や店舗の他に小規模の工場も建てられます。	商業地域  銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所などの商業等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。
準工業地域  主に軽工業の工場等の環境悪化のおそれのない工業の業務の利便を図る地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。	工業地域  主として工業の業務の利便の増進を図る地域で、どんな工場でも建てられます。住宅やお店は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。	工業専用地域  専ら工業の業務の利便の増進を図る地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

1. 都市計画とは

◇都市施設

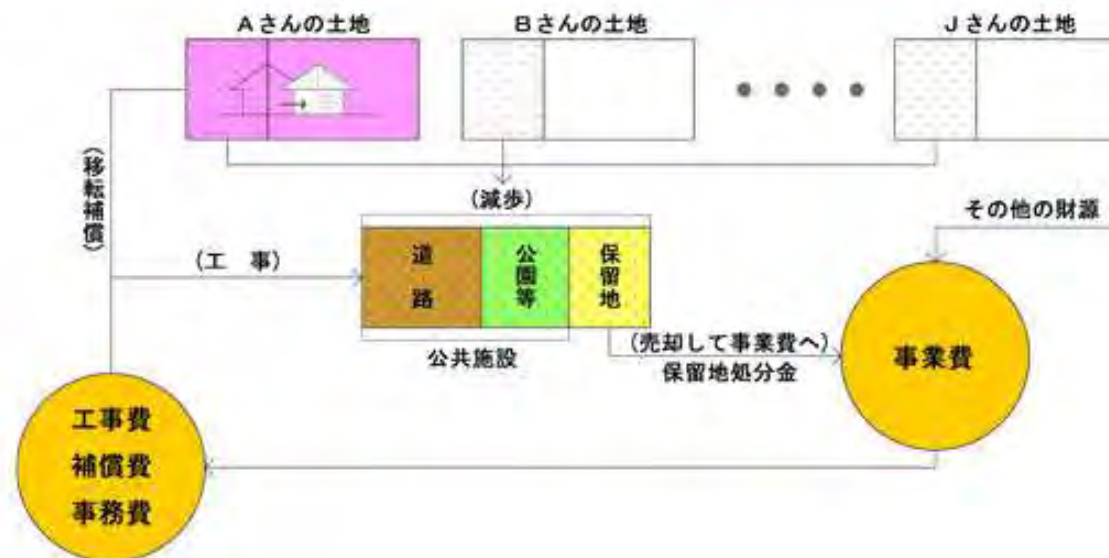
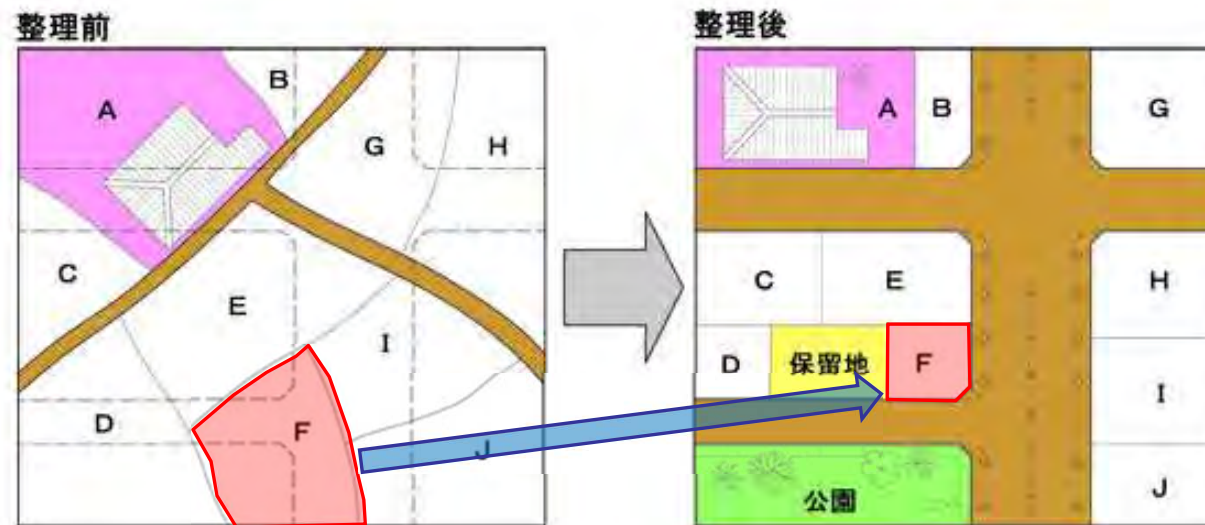


- 道路
- 公園、緑地、墓園
- 下水道、汚物処理場
- ごみ焼却場
- 河川
- 学校、図書館
- 病院、保育所
- 市場、火葬場
- 一団地の住宅施設
- 一団地の官公庁施設
- 流通業務団地

(青字: 山梨県で決定されているもの)

1. 都市計画とは

◇土地区画整理事業



【県内の代表事例】

- 昭和町常永地区
- 富士河口湖町小立地区
- 中央市医大北部

・
・